



平成29年 3月15日

海津市長 松永清彦様

海津市水道料金等審議会
会長 宮脇信幸

水道料金の見直し及び下水道使用料の統一について（答申）

平成28年9月16日付け、水第196号にて諮問のありました「水道料金の見直し及び下水道使用料の統一について」に関し、当審議会で検討・審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

答申書

平成29年3月15日

海津市水道料金等審議会

はじめに

海津市水道料金等審議会では、市長より水道事業に対し「水道料金の見直しについて」、下水道事業に対し「下水道使用料の統一について」の諮問を受け4回の審議会を開催し以下の検討を重ねてきた。

海津市の水道料金は、平成17年の3町合併時には、従前の水道事業をそのまま引き継ぎ、旧町ごとの料金としてきたが、平成19年度、合併協定書に基づき海津市水道料金等審議会を開催し審議した。その結果、現在の料金体系が妥当であるとする答申を得て、平成20年度より現行料金での経営を行ってきた。

しかし、近年は少子化及び転出による人口減少、市民の環境への関心と節水意識の向上等により水道事業経営の根幹をなす水道料金収入は減少の一途をたどっている。

また一方では、これまでに建設してきた水道施設が耐用年数を迎える、その更新、さらに災害対策のための耐震化への多額の投資は不可避である。

次に、海津市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業並びに農業集落排水事業が導入され、その経営については一元化されている。しかし、下水道使用料については旧南濃町農業集落排水事業以外を統一の使用料としているが、旧南濃町農業集落排水事業は、事業着手時の事情により世帯人員による算定方法を採用し、現在に至る。

下水道事業はどれも同じ生活排水処理という目的を持った施設であり、公共下水道事業、農業集落排水事業等の線引きは、受益者の判断ではなく行政が政策的に行っており、同一行政区域内においては同一の料金が望ましい。旧南濃町農業集落排水事業も当時と事情が変わってきており、早期に料金体系の統一を望む声もある。

当審議会では、これらの現状及び将来の事業収入や事業費用の予測並びに健全経営を進める観点から水道料金の見直し及び下水道使用料の統一について慎重に調査及び審議した。その結果、次のとおり答申する。

1. 答申事項

(1) 水道料金の見直しについて

①水道料金改正案

水道料金について、次のとおり値上げはやむを得ないと概ね認識はしたが、水道料金の値上げとなれば、市民生活や事業活動に打撃を与える、市民全体に大きな影響が生ずることになる。また、近隣市町と比較すると高額であり、これらのことと踏まえ、新料金及び改正時期について十分検討されたい。

《改正案》

基本料金 (10 m ³)	1,500 円／月 (税抜)
超過料金 (1 m ³ あたり)	180 円／m ³ (税抜)

②料金改定の時期

経営状況から判断すると、早急に料金改定を行う必要があるが、市民への周知期間の確保にかかる期間等を考慮し、平成 30 年度 1 期分（5 月徴収分）からとすることが妥当であると判断した。

(2) 下水道使用料の統一について

①下水道使用料の統一案

料金体系、使用料共に、旧南濃町農業集落排水処理施設使用料を公共下水道使用料に合わせるのが妥当である。

《改正案》

基本料金 (10 m ³)	1,600 円／月 (税抜)
超過料金 (1 m ³ あたり)	160 円／m ³ (税抜)

②料金改定の時期

使用料の統一ということから判断すると、早急に料金改定を行う必要があるが、市民への周知期間の確保にかかる期間等を考慮し、平成 30 年度 1 期分（5 月徴収分）からとすることが妥当である。なお、水道料金の改正時期に合わせることが妥当であると判断した。

2. 付帯意見

今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

(1) 水道事業について

①水道料金の見直し期間について

長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながることになる。今後は、5年を目処に、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、適正な料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと。

②経営健全化の取組みについて

水利用の減少が懸念される中で、今後も経費の削減や収益の確保等について検討し、水道事業の安定的な経営が維持できるよう、引き続き、経営健全化に努めること。

また、有収率は全国平均を下回っており、漏水箇所の調査及び老朽管の更新など積極的な漏水対策に取り組むことで揚水量の節減を図り、動力費の削減につなげるよう努められたい。

③計画的な施設及び管路等の更新について

水道施設・管路の破損による断水は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、水道施設・管路の更新については、早急かつ計画的に行うこと。

④値上げ抑制策の検討について

水道料金の値上げとなれば、市民生活や事業活動に打撃を与え、市民全体に大きな影響が生ずることになる。近隣市町と比較すると高額であり、市民感情の中に不公平感が生ずることになる。

さらに、2019年(平成31年)10月1日からは、消費税の増税も予定されている。

市民の生活を守るためにも、市の政策として更なる一般会計からの繰入れ等を検討するなど、可能な限り値上げ額を抑制するよう要望する。

⑤水需要の掘り起こしについて

水道料金の減収の要因が、人口減少、生活様式の変化、節水型社会への転換など、社会構造の変化によるものであるため、現時点では水道事業として特段の対策をと

ることが困難であると思われるが、市全体の取り組みとして、市の魅力を高めることによる人口増加策や企業誘致策など、水需要の増加につながる施策を推進すること。

⑥市民への周知について

水道料金の値上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、水道料金のしくみ、財政状況、事業化計画などについてさまざまな手段を講じて積極的に広報活動を行い、水道料金の値上げについて市民の理解と同意が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

(2) 下水道事業について

①料金改定について

下水道使用料については、使用者負担の公平性を確保するためにもできるだけ早く統一を図ることが望ましい。今後、使用料収入を増やすためにも下水道の普及促進を図り、接続率の向上に努めること。

②下水道受益者負担金の統一について

下水道受益者負担金の統一は、今回の諮問事項ではないが、下水道料金と同様に統一は必要と考える。合併協定書には、「整備事業完了を待って統一を図ることが望ましい。」としているが、まだ相当の年数がかかる見込みであることから、下水道受益者負担金についても統一されたい。

③その他

下水道事業においても、その取り組みについては「(1) 水道事業について」の中で、意見として述べたとおりである。下水道事業においても、同様にその取り組みを要望する。

3. 審議経過

(1) 水道料金の見直しについて

①料金の算定方法について

水道料金の算定にあたっては、『水道料金算定要領』((公社)日本水道協会)に基づく総括原価方式により実施した。なお、料金算定期間は4年間、資産維持率は1%とした。

計算式

$$\text{総括原価 (4年間)} = \text{料金総収入} = \text{営業費用} + \text{資本費用} - \text{控除収益}$$

$$\text{資本費用} = \text{支払利息} + \text{資産維持費}$$

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率 (1\%)}$$

資産維持率については、算定要領で標準とされている3%で計算した場合、資産維持費が膨らみ、大幅な料金の値上げが必要になるため、1%を目処に審議した。

②料金体系について

基本料金及び超過料金について、口径別、用途別また、逓増制等の料金体系を審議したが、現在は単一の料金体系を採用しており、変更は混乱を招きやすいため変更しないことで一致した。

③料金見直し案について

料金見直し案の答申にあたっては委員で意見が分かれたが、審議の結果、やむを得ないとの意見が多数となった。ただし、今回の料金見直しにあたり強く反対する意見も示された。

また、料金の見直しについては、基本料金と超過料金の見直しについて意見が示されたので、あわせて示しておく。

- ・近隣市町村と比べ料金が高い。これ以上値上げするべきではない。
- ・一般会計でやりくりしながら繰入れるべきである。
- ・いろいろなものが高くなり、生活も大変である。
- ・基本料金の値上げは、生活弱者に負担を重くする。
- ・基本料金と超過料金のバランスを考えてほしい。
- ・子供が多い世帯だと使用量が多くなり、超過料金の値上げは、不公平感がある。
- ・激変緩和策を設けてみては。(ただし、反対意見もあり。)
- ・次世代へ負担を送ることのないように見直しをして欲しい。
- ・2~3年後の値上げは、止めてもらいたい。

④財政シミュレーション

料金の改正を見込んだ財政シミュレーションを実行した。料金収入以外の主な収入の条件として算定期間中、一般会計からの補助金を年 7,000 万円、企業債の借入として年 200,000 千円を見込み計算したところ、経営の健全化に取り組むことにより、継続的な経営が可能であるとの考えに至った。

(2) 下水道使用料の統一について

①使用料の統一について

南濃地区の農業集落排水処理施設だけが、世帯人員による算定方法の下水道使用料だったことから、公共下水道施設使用料に統一するものとして検討した。

処理区が 2 処理区あるため、それぞれの地域住民に料金体系の変更について説明会を実施し、概ね了解を得た。

あとがき

本審議会は、慎重な審議を重ねた結果、水道料金の見直しについては、今後の経営健全化のため、料金の見直しはやむを得ないとの認識が多数を占め、下水道使用料の統一については、改定が必要であるとして審議を終結した。

水道料金を始めとする公共料金の改定は市民生活に大きな影響を及ぼすため、事業者の責務として、料金改定の趣旨や上・下水道事業の健全化等について、市民の理解が得られるよう、さらに十分な情報提供を行っていくことを求めるものである。

今回、水道料金の見直しの答申は、料金算定期間を4年間としているが、この間においても、「社会情勢」及び「経済情勢」等を的確に把握し、資金収支のあり方や事業投資の検証に取り組み、適切な見直しを積極的に行っていくことにより、今後のさらなる料金値上げを回避するための最大限の経営努力を継続し、より健全な事業運営を実現していくことを強く求めるものである。下水道事業についても同様である。

今後も、事業者として果たすべき責務を十分に認識し、効率的な経営の推進、建設投資の適切な実施を推進していくことで、市民生活の根幹を支える上・下水道事業が、将来にわたって安定的に継続されていくことを強く要望する。

